

市職員の給与などを公表します

市民の皆様には市役所の人事・給与・サービスの状況をご理解いただくため、市の条例に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。

職員の任免および職員数に関する状況

職員の採用・退職の状況（H17・4・1～H18・3・31）

区分	採用	退職
一般行政職	0人	7人
医療職	5人	6人
技能労務職	0人	1人

部門別職員数の状況（H18・4・1現在）

区分	職員数		対前年増減数	
	平成17年度	平成18年度		
一般行政	議会	3人	3人	0
	総務	86人	84人	2
	税務	22人	22人	0
	民生	108人	103人	5
	衛生	25人	22人	3
	農林水産	39人	37人	2
	商工	18人	19人	1
	土木	22人	21人	1
	小計	323人	311人	12
教育	51人	48人	3	
普通会計計	374人	359人	15	
公営企業等	水道	12人	12人	0
	下水道	7人	7人	0
	病院	89人	95人	6
	その他	10人	17人	7
	小計	118人	131人	13
総計	492人	490人	2	

各部門は、「定員管理調査」に基づく区分・職員数。

職員の給与の状況

初任給基準（H18・4・1現在）

技能労務職		一般行政職	
高校卒	中学卒	大学卒	高校卒
135,600円	127,700円	170,200円	138,400円

医療職（医師）		医療職（薬剤師等）	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
322,100円	235,200円	176,100円	165,000円

医療職（看護師等）		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
186,700円	178,300円	151,500円

一般行政職の級別職員数の状況（H18・4・1現在）

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主事	42	15.9
2級	主事	30	11.4
3級	係長 主任	102	38.8
4級	課長補佐 幹事	57	21.8
5級	課長	28	10.6
6級	総務課長 又は 総務課長経験者等	4	1.5
計		263	100

阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数。職務分類はそれぞれの級に該当する代表的な職名。職員数は「給与実態調査」に基づく。

職種	月額	平均年齢
一般行政職	306,300円	39.0歳
技能労務職	293,300円	44.4歳
医療職		
医師	501,800円	40.1歳
薬剤師等	305,200円	40.3歳
看護師等	326,400円	43.7歳

職種別給料月額状況（H18・4・1現在）

	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.725月分	0.725月分	1.45月分

職務の級などによる加算措置あり。

期末・勤勉手当（H18・4・1現在）

主な職員手当の状況（H18・4・1現在）

- 扶養手当** △配偶者▽月額一万三千円 △配偶者以外の扶養親族▽二人まで月額六千円 △配偶者がいない場合の一人目▽月額一万一千円 △配偶者を扶養親族にしない場合の一人目▽月額六千五百円 △その他の扶養親族▽月額五千円
- なお、16～22歳の子には、五千円加算されます。
- 住居手当** △借家・借間住居者▽月額一万二千円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額二万七千円を上限として支給 △持家所有者▽月額三千五百円
- 通勤手当** △交通機関等利用者▽運賃の額に応じ月額五万五千円を上限として支給 △自家用車等利権者▽通勤距離に応じ、月額一万三千七百円を上限として支給
- 管理職手当** 課長補佐以上の管理職に対して支給▽給料月額×役職に応じた支給率（4～8%）
- 平成18年度については、1～2%支給
- 特殊勤務手当** 平成18年度から当分の間、支給凍結

職員の勤務時間・勤務条件

勤務時間・休憩・休息時間の状況

一週間の勤務時間	始業	終業
40時間	8時30分	17時15分

休憩時間 45分(12時15分～13時)
 休息時間 30分(12時～12時15分/15時～15時15分)
 勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合があります。

一般職の年次有給休暇取得状況

対象職員数	228人
総付与日数	8,284日
総取得日数	2,198.3日
平均取得日数	9.6日
取得率	26.5%

対象職員数は、H17.1.1～H17.12.31の全期間を在籍した一般職に限る。

休暇制度

有給休暇

年次休暇 1年につき20日間付与(前年度に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)

病欠休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与

特別休暇 (主なもの) ^結婚休暇^結婚する職員に対し最大5日間付与 ^産前・産後休暇^出産予定日の8週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与 ^親族の死亡休暇^親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大7日間付与 ^夏季休暇^7～9月の間において、4日間付与 ^子の看護休暇^小学校始

期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当

と認められる場合で、1年に5日の範囲内で付与無給休暇

介護休暇

配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与

組合休暇 組合活動に従事する場合に1年に最大20日付与

職員研修の状況

(平成17年度)

- ・市長会県下14市女性職員研修会(1回実施) 参加者数 二人
- ・個人情報保護職員研修会(4回実施) 参加者数 三六八人
- ・阿蘇地域町村職員二部研修(1回実施) 参加者数 四人
- ・人権同和問題研修会(1回実施) 参加者数 三〇〇人
- ・自治体女性職員キャリアアップ研修(1回実施) 参加者数 一人
- ・IT研修(7回実施) 参加者数 一〇八人

職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成17年度)

健康診断の状況

- ・人間ドック 受診者数 一八四人
- ・定期健康診断 受診者数 二八七人

公務災害補償制度

- ・地方公務員災害補償基金熊本県支部 災害件数 二件

職員の分限及び懲戒処分・服務の状況

(平成17年度)

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては全力で奉仕しなければ

なりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

分限処分者数

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	2
職に必要な適正を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に起訴された場合	0	0	0	0	0

懲戒処分者数

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反した場合	1	1	0	1	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

公平委員会に係る業務の状況

(平成17年度)

勤務条件に関する措置の要求状況

継続件数 0件
 措置要求件数 0件

不利益処分に関する不服申し立て状況

継続件数 0件
 措置要求件数 0件

【問い合わせ先】

阿蘇市役所総務課人事係

TEL 22 31111